



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度
全体実施設計
上場二期地区現場技術（その1）業務

積算書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名	全体実施設計					
業務名	上場二期地区現場技術 (その1) 業務					
業務別業務名: 上場二期地区現場技術 (その1) 業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単-1号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種・着手前・最終、0.00人、1.00人、0.00人、0.00人、0.25日、0.38日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	8日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.250日				
	8)往復移動日数	0.380日				
R04004	技師 (A)	0.630	人	62,600	39,438	
	合計				39,438	算出数量 1,000 回
	単価		回		39,438	
	*** S単-2号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.25日,0.38日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.25日				
	8)往復移動日数	0.38日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	ライトバン				
	11)高速道路往復料金 (税別)	1,818円				
	12)鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	13)バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14)船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15)航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	1日				
	17)時間区分	3時間				
	18)宿泊料金1人当料金 (税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金 (税別)	0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1,000	式	1,818	1,818	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8,100	L	138	1,118	
	合計				4,896	算出数量 1,000 回
	単価		回		4,896	
	*** S単-3号 ***					
S66003	現場技術(現場技術員の直接人件費)		日		1,000	歩A 当たり算出
	現場技術(現場技術員の直接人件費) 監督支援型,現場技術員 (C),1人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)現場技術業務の型式	監督支援型		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)技術者の区分	現場技術員 (C)		深夜時間:0.0		
	3)現場技術員数	1人				
R04007	技術員	0.640	人	36,700	23,488	
	合計				23,488	算出数量 1,000 日
	単価		日		23,488	

令和8年度 全体実施設計

上場二期地区現場技術（その1）業務

特別仕様書

九州農政局

北部九州土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条

令和8年度 全体実施設計 上場二期地区現場技術（その1）業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は上場二期農業水利事業における業務及び工事の設計、関係機関等との協議及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果物のミス、不備等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業―農業土木、農業―農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（当該業務に関連する学術部門）、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員は、現場技術員 (C) を配置するものとし、その技術者区分及び資格等は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員 (C)	① 技術士 (総合技術監理部門 (農業—農業土木、農業—農業農村工学)) ② 技術士 (農業部門 (農業土木、農業農村工学)) ③ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 ④ 技術士補 (農業部門) ⑤ 大卒2年 (短大・高専卒4年、高卒6年) 以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定 (改訂) 年月日
農林水産省土地改良工事積算基準	当該年度改訂版
土地改良工事数量算出要領 (案) (土木工事)	当該年度改訂版
土地改良工事数量算出要領 (案) (施設機械工事)	当該年度改訂版
設計業務共通仕様書	当該年度改訂版
国営上場二期土地改良事業河川協議書	—
国営上場二期土地改良事業計画書 (案)	—

(業務の概要)

第9条

本業務における概要は、下表のとおりである。

業務（工事）名	履行場所	予定工期	業務（工事）概要
上場二期地区松浦川幹線用水路実施設計業務（仮称）	佐賀県唐津市地内	R8.4～R9.3	実施設計
上場二期地区打上揚水機場実施設計業務（仮称）	佐賀県唐津市地内	R8.4～R9.3	実施設計
上場二期地区藤ノ平揚水機場実施設計業務（仮称）	佐賀県東松浦郡玄海町地内	R8.4～R9.3	実施設計
松浦川幹線用水路改修工事（仮称）	佐賀県唐津市地内	R10.4～R11.3	松浦川幹線用水路（鋼管：L=4.72 km）内の弁の更新等
打上揚水機場改修工事（仮称）	佐賀県唐津市地内	R9.8～R12.3	ポンプ、電動機及び電気設備の更新等
藤ノ平揚水機場改修工事（仮称）	佐賀県東松浦郡玄海町地内	R10.4～R12.3	ポンプ、電動機及び電気設備の更新等

仮称の業務（工事）については、工期や業務（工事）内容を変更することがある。

(業務場所)

第10条

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。

なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第11条

業務期間は次のとおりとする。

令和8年4月28日～令和9年2月11日

(業務内容)

第12条

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

- (1) 設計及び工事の積算に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- (2) 関係機関等との協議に関する業務
 - ・業務の実施に係る関係機関等に対する基礎的資料の作成に関する業務
- (3) 事業実施に関する業務
 - ・河川協議に係る基礎的資料の作成に関する業務
 - ・事業計画に係る基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第13条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については、監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。

この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第14条

共通仕様書第1－5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第15条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実績報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第16条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

佐賀県唐津市北波多徳須恵 1178-1

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 上場支所

(契約変更)

第17条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「業務の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。

- (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第18条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第19条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。